

令和 7 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 1 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時		令和 7 年 7 月 16 日（水） 9 時 58 分～11 時 04 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（5 名）	伊藤周平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（5 名）	海蔵伸一 喜入拓司 櫻井律子 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（5 名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎 本坊一浩 柳田由美（敬称略）
	事務局（4 名）	永野労働局長 藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 令和 7 年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について 2 令和 7 年度鹿児島県最低賃金改正諮問について 3 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第 6 条第 5 号の適用について 4 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について 5 運営小委員会の委員の指名について 6 最低賃金法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 7 今後の日程調整について 8 その他	
配付資料	1 第 57 期 鹿児島地方最低賃金審議会 委員名簿 2 鹿児島地方最低賃金審議会 運営予定（案）・実績表 3 令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 4 鹿児島県特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明（写） （1）自動車（新車）小売業 （2）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 5 鹿児島県特定（産業別）最低賃金に係る適用労働者数等の通知について （1）自動車（新車）小売業 （2）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 6 最低賃金法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて ・参考資料 1（経済情勢等参考資料）…資料 1～資料 14 ・参考資料 2（運営規程関係資料）…①～⑤ 審議会進行時の配付資料 ・最低賃金の改正決定について（諮問）（写） ・令和 7 年度鹿児島地方最低賃金審議会日程 事務局（案）	

○ 小城賃金室長

定刻前ではございますが、ただ今より令和7年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

先ず、初めに、お手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。

本日の資料は、3つの資料を1つにファイリングさせていただいております。今後は審議会等毎に資料を配付させていただきますので、本日お配りしたファイルにその都度綴り込んでいただきますようお願いいたします。

1番目は、青色のインデックスの資料番号1から6までの資料でございます。

2番目は、赤色のインデックスの参考資料1としまして、経済情勢等参考資料で、資料番号が1から14番となっております。

3番目は、赤色のインデックスの参考資料2としまして、運営規制関係資料で、資料番号①から⑤までとなっております。

それでは、青色のインデックスの資料番号1に委員名簿がございますので、ご覧ください。

今年度、新たに就任されたのは、使用者代表委員の岩田委員と柳田委員のお二人になります。

それでは、改めまして、名簿の記載順に従ってご紹介いたします。

まず、公益委員からご紹介いたします。

伊藤委員でございます。

○ 伊藤委員

伊藤です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

川口委員でございます。

○ 川口委員

川口です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

瀬口委員でございます。

○ 瀬口委員

瀬口です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

松枝委員でございます。

- 松枝委員
松枝です。よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
松本委員でございます。
- 松本委員
松本です。よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
続きまして、労働者代表委員をご紹介します。
海蔵委員でございます。
- 海蔵委員
海蔵です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
喜入委員でございます。
- 喜入委員
よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
櫻井委員でございます。
- 櫻井委員
櫻井です。よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
白石委員でございます。
- 白石委員
白石です。よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
眞下委員でございます。
- 眞下委員

眞下です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

続きまして、使用者代表委員をご紹介します。

岩田委員でございます。

○ 岩田委員

岩田です。どうぞよろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

千代森委員でございます。

○ 千代森委員

千代森です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

濱上委員でございます。

○ 濱上委員

濱上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

本坊委員でございます。

○ 本坊委員

本坊です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

柳田委員でございます。

○ 柳田委員

柳田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

最後に事務局のご紹介をさせていただきます。

鹿児島労働局長の永野でございます。

○ 永野労働局長

よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

労働基準部長の藤原でございます。

○ 藤原労働基準部長

藤原でございます。よろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

賃金室長補佐の二石でございます。

○ 二石賃金室長補佐

二石です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

そして私、賃金室長の小城でございます。

本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、改めて1点、皆様にお願ひさせていただきます。

本審議会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。

この議事録を正確なものにするため、進行役を除きましてご発言いただく前には、お近くのマイクを手にとって、必ずご自分のお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。

また、マイク同士の干渉を避ける為、発言の都度、マイクのオン、オフを行っていただくようご協力をお願いします。

それでは、本年度最初の審議会でございますので、審議に先立ちまして、永野労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○ 永野労働局長

本日は大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から鹿児島地方最低賃金審議会の運営にご尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

昨年度は、物価や原材料費等の高騰による影響も大きく認められる中で、中央最低賃金審議会から示された目安額Cランク 50円という状況におきまして、大変厳しい日程の中、長時間にわたり熱心な御審議をいただきましたことに対して厚く感謝を申し上げます。

今年も、昨年に引き続き、春期労使交渉の賃上げ率が高い伸び率となっております。この賃上げの流れを非正規雇用労働者や多くの労働者が働いている中小企業にもしっかりと波及させることが大事であり、最低賃金による底上げも大変重要であると考えております。

委員の皆様におかれましては、賃上げの状況、物価の動向、企業の状況なども十分に考慮していただき、真摯な議論をお願いいたしますとともに、審議会の円滑な運営に格別のご尽

力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたり私からの挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、まず、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間が任期となります第57期鹿児島地方最低賃金審議会委員の会長及び会長代理を選出していただきたいと思います。

このことに関しましては、最低賃金法第24条第2項により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するということになっておりますが、恒例により公益委員より候補者を推薦していただき、皆様にご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、公益委員の方から発表をお願いいたします。

○ 伊藤委員

公益委員の伊藤です。よろしくお願いします。座って発表させていただきます。

本件につきましては、先般開催いたしました公益委員会で協議済みですので、私のほうからその結果を報告させていただきます。

会長に川口委員、会長代理に松枝委員を推薦いたします。

以上です。

○ 小城賃金室長

ただ今、会長に川口委員、会長代理に松枝委員を推薦する旨のご報告がございましたが、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、申し訳ございませんが、川口会長と瀬口委員には座席の移動をお願いいたします。

<座席移動>

○ 小城賃金室長

それでは、これからの進行につきましては、川口会長にお願いいたします。

○ 川口会長

皆さん、こんにちは。ただいま会長を仰せつかりました公益の川口です。よろしくお願いいたします。

何分不慣れではございますが、会長職、誠心誠意努めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

最近の最低賃金の問題を考えるにつけ、物価高、人材不足等の大きな問題、そして以前から言われています格差、或いはワーク・ライフ・バランス、ディーセント・ワーク等の問題、そして生産性向上、そして経済状況、そういったものが根っこにあるということです。

そういった意味でも、最賃の問題は労働の問題ではなくて、税或いは社会保障の問題までに幅広く根を張っているということであります。それに伴って最低賃金に対する社会の関心は、非常にここ近年高まりを見せているところです。

ということは、考えてみますと、我々委員に関する社会的な委員としての責任、そして期待も非常に大きなものだと感じるこの頃であります。

これから、本格的にこの審議会がスタートをしてまいります。鹿児島県の最低賃金のあるべき姿、最適な賃金の設定はいかにすべきかという大きなテーマがございます。ぜひ皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。地道な議論の積み重ねによって、評価につなげていきたいと考えているところです。

つきましては、委員の皆様方には最後まで真摯なご議論、そしてより広い視野での建設的なご議論をお願いしまして、簡単ですけど、会長の挨拶とさせていただきます。

最後までよろしくお願いいたします。

それでは、議題に戻っていききたいと思います。

ただ今から、平成7年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本審議会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日は委員の3分の2以上となる15名全委員に御出席いただいております。定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

○ 川口会長

ありがとうございました。

本審議会は有効に成立していますので、これから審議に入りたいと思えます。

まず、会議の公開につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、会議の公開につきまして御説明いたします。

会議の公開は、お手元にお配りしました赤色のインデックス資料２の①の鹿児島地方最低賃金審議会運営規定第６条により、会議は原則として公開するとされており、次の７条にて、会議資料も原則として公開するとされております。

事務局にて、赤色のインデックスの資料２の④の鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領に基づき、会議開催を周知いたしましたところ、６名の傍聴の希望と報道機関３社からの取材希望を受け付けております。ただいま待機していただいているところでございます。

公開要領の項目５によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとしてされております。

青色のインデックスの資料２、鹿児島地方最低賃金審議会運営規定（案）・実績表の最上段、本審の欄に記載しておりますが、第１回から第４回本審までの各議題につきましては、毎年お諮りしている定例的な議題でございますので、本年度も定例的な議題に関しましては、第１回から第４回本審まで一括して公開の扱いにさせていただきたいと考えております。ここに記載していない議題を審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に会長のご判断をお願いいたします。

それでは、第１回から第４回までの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、傍聴人などへの会議資料の配付について、会長のご判断をお願いいたします。

○ 川口会長

ありがとうございました。ただ今、会議の公開について、事務局から説明がございました。

私としましては、毎年お諮りしている定例的な議題については、内容からしても非公開にする理由はないと考えております。つきましては、傍聴、取材及び会議資料の配付等は認めることとしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 川口会長

ありがとうございます。それでは、傍聴と取材を認めることにしましたので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

<事務局：傍聴者、取材者を案内>

○ 川口会長

それでは、議事を再開したいと思います。

本日の議題は、皆様のお手元にありますように、１番目の令和７年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてから８番目のその他まで、８つの議題となっております。

まず、1 番目の議題、令和 7 年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○ 二石賃金室長補佐

それでは、令和 7 年度の鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営についてご説明いたします。

お手元の資料で、青色のインデックス 3、令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表をご覧ください。一覧表の別添 1 は、地域別最低賃金の場合が掲載されております。一覧表の上の方に、項目といたしまして、答申、異議申出締切、官報公示、発効と書かれております。一番右の発効欄をご覧ください。

発効の欄の上から 5 番目に、10 月 1 日水曜日と書かれております。県最賃の発効日につきましては、全国的にも 10 月 1 日発効を目標とすることが定着しております。10 月 1 日を発効日とするためには、発効欄が 10 月 1 日の行の一番左の欄をご覧くださいますと、答申 8 月 5 日火曜日となっておりますので、地域別最低賃金の発効日を 10 月 1 日とするためには、答申期限は 8 月 5 日火曜日となります。

一方、特定産業別最低賃金につきましては、一覧表の別添 2 に掲載しております。なお、特定産業別最低賃金につきましては、以下、産業別最低賃金と呼ばさせていただきます。

産業別最低賃金も同様の読み方をしていただき、年内発効とする場合、発効欄が 12 月 31 日水曜日となりますので、答申期限は 10 月 30 日木曜日となります。

続いて、青色のインデックス 2、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定（案）・実績表をご覧ください。

表の上側は令和 7 年度の審議会運営予定です。また、下側は令和 6 年度実績で、表の中に日付が入っております。この日付は、それぞれの審議会開催日を記載しております。さらに、括弧内は令和 5 年度の実績になります。

表の左端には審議会の種類が書かれております。上から順番に、本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、電機関係製造業専門部会、自動車（新車）小売業専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会と並んでおります。それぞれ右へ移動していただきますと、月ごとの各部会の運営状況になっております。

表中に丸数字を入れております。下側は、昨年度の審議会の開催順番を示しております。上側は、昨年度実績を参考にした本年度における審議会のおおよその開催順番であるのご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、表の上側に書かれております令和 7 年度審議会運営予定について、①から⑯まで順番に説明いたします。

①の第 1 回公益委員会は既に 6 月 18 日に開催しており、会議では公益委員の役割分担など協議していただきました。

②は本日開催している第 1 回本審です。地方最低賃金審議会での諮問は、中央最低賃金審議会での目安諮問を受けて開催することになっておりますので、7 月 11 日に中央最低賃金審

議会での目安諮問があったことを踏まえて、本日開催させていただきました。

③は県最賃専門部会委員の推薦公示、④は県最賃専門部会の委員任命、⑤第1回最低賃金専門部会についてです。

本日の県最賃改正諮問後、県最賃専門部会の開催のため、県最賃専門部会委員の推薦公示を行います。公示期間を経て、専門部会委員の任命をさせていただきます。その後、第1回県最賃専門部会を開催いたします。

とびまして、⑦の第2回本審ですが、中央最低賃金審議会の目安答申が行われた後に開催することとなります。中央最低賃金審議会における目安答申は7月下旬の予定となっております。

戻りまして、⑥の第2回公益委員会は、目安答申を伝達する第2回本審当日に、本審に先立って開催いたします。

目安答申を受けて、⑧から⑪の県最低賃金専門部会で集中的に金額審議をしていただきます。例年3回から5回の専門部会で結審しているところです。先ほど、10月1日の発効の場合、8月5日の結審につきまして述べましたが、当局でも10月1日発効を基本としつつも、近年の状況等も考慮しながら予定を立てております。いずれにしても極めてタイトな日程設定を前提にしなければならないことが予想されます。

⑫の第3回本審については、県最賃専門部会で結審した場合、早期発効を意識して、その当日に第3回本審を開催し、答申をいただくことを考えております。

⑬の最賃決定要旨の公示につきましては、第3回本審で改正の答申をいただき、直ちに審議会の意見の要旨を公示することになります。なお、意見に対する異議申出は、公示日の翌日から起算して15日以内となっております。

ここで、県最賃を離れて、産業別最賃に関する手続をはさませていただきます。

具体的には、⑭第1回の運営小委員会、⑮第2回運営小委員会についてです。

産業別最低賃金の改正等の申出が例年どおりなされた場合には、第2回本審において産業別最低賃金の改正の必要性の有無に関して諮問させていただくこととなります。その後、運営小委員会において改正の必要性ありとの回答をいただいた産業別の最低賃金につきましては、第4回本審において必要性答申と改正諮問を行い、それぞれの専門部会においてご審議いただくこととなります。

⑯が第4回本審ですが、第4回本審は、公示した答申内容に関して異議申出が出された場合に、その申出についてご審議いただくこととなります。基本的には異議申出締切りの翌日に開催することとなります。

⑰は最賃決定の官報公示です。

第4回本審で異議申出に関して審議会の意見が出された後に、最低賃金の決定等を行い、決定事項を官報に掲載して公示することとなります。

審議会運営予定(案)の作成におきましては、県最賃の早期発効に考慮しています。委員の皆様方におかれても、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、本年度の審議会の流れについて説明いたしました。

なお、具体的な開催日時等の事務局案につきましては、後ほどご説明させていただきます。

これで説明を終わらせていただきます。

○ 川口会長

ありがとうございました。ただ今、事務局よりこれからの会議のスケジュール等の説明がございました。

これに対してご意見、ご質問等、委員の皆さん、ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口会長

無いようでしたら、これで行くということでよろしいですね。

(異議なし)

○ 川口会長

それで特にご異議が無ければ、今年度の審議会運営につきましては、おおむね資料2の今の説明の案に沿って運営していく予定にしたいと思います。

しかし、突発的な事項、特段の事由等、審議すべき事項等が発生した場合には、このスケジュール以外にも開催する場合があります得るかもしれないということで、お含み、ご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は、令和7年度鹿児島県最低賃金改正諮問についてを議題といたします。

事務局は準備をお願いいたします。

<事務局：諮問文（写し）を配布>

○ 永野労働局長

私の方から、鹿児島県最低賃金の改正につきまして、最低賃金法第12条の規定に基づいて、この後、諮問いたしますが、簡単に経済状況などの背景を御説明させていただきたいと思います。

最近の経済情勢は、内閣府の6月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感が見られるとされており、県内は鹿児島財務事務所が4月に発表した鹿児島県内の経済情勢報告によると、県内経済は回復しつつあるとされ、日銀鹿児島支店の金融経済概況でも、令和5年7月以降、景気は緩やかに回復しているとの分析が据え置かれているところです。

一方、県内の雇用失業情勢につきましては、有効求人倍率は1倍台を維持しているものの、5月は1.11倍で前月を0.01ポイント上回ったものの、求人が緩やかに減少しており、物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要な状況となっております。

こうした中、本年6月13日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2025と、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版におきまして、最低賃金については適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施するとの方針が示され、政府として、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画を定め、価格転嫁の取引適正化の徹底、省力化投資の促進と支援体制の整備による生産性向上、事業継承やM&Aを円滑に行える環境の整備、人材育成と処遇の改善の施策パッケージを実行することとしています。

最低賃金引上げに当たっては、EU指令の参照指標も踏まえつつ、日本の雇用慣行に即して中央最低賃金審議会で議論をいただくこととされ、また、地域の状況に応じた賃上げ環境整備に取り組み、補助金や交付金を活用してその取組を後押しするとしています。

地方最低賃金審議会においては、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう議論いただくこととされており、さらに地域間格差の是正にも取り組む方針も示されております。

これから本年度の鹿児島県最低賃金の改正諮問をさせていただきますが、先ほど申し上げた県内の経済情勢等を踏まえ、最低賃金額の改正が必要であると判断いたしました。

本年度の調査審議に当たりましては、県内の経済・雇用情勢、九州・沖縄ブロックの動向等に加えて、今申し上げました経済財政運営の改革の基本方針2025と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版の内容にも配慮してご審議いただき、鹿児島県の多くの労働者が安心・納得して働ける結論を出していただければと考えております。

なお、当局としても、最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性や経営力の向上を支援するため、賃上げ支援助成金パッケージの周知や活用促進等にも取り組んでまいります。

それでは、諮問文を手交させていただきます。

鹿児島県地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島県労働局長、永野和則。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法第12条の規定に基づく鹿児島県最低賃金の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2025に配慮した貴会の調査審議を求める。

よろしく申し上げます。

○ 川口会長

ただいま諮問文をいただきましたので、続けて、中央最低賃金審議会のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

座って説明させていただきます。

今年度の中央最低賃金審議会の審査スケジュールでございますが、7月11日金曜日に中央最低賃金審議会が開催されて目安諮問がなされ、同日、第1回の目安小委員会が開催されております。

今後は、第2回が7月22日、3回が24日、4回が29日に予定されておりますので、7月下旬には審議会が開催され、目安答申が行われるものと考えております。これらは中賃の審議次第ということになりますので、確定したものではございません。

今後の日程につきましては、審議次第で不確定なことが多いですが、中賃の情報につきましては、入り次第、委員の皆様にはメールなどで御連絡を差し上げたいと思っております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

今の日程説明について、ご質問等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口会長

無いようですので、その取扱いで進めたいと思います。

続きまして、3番目の議題に移らせていただきます。

鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条5項の適用についてを議題といたします。

手続面の説明及び確認等になります。先ほど永野労働局長より鹿児島県最低賃金の改正について諮問がありましたので、鹿児島県の最低賃金専門部会を設けて審議していくこととなりますが、従来から鹿児島県の最低賃金の審議では、最低賃金審議会令第6条5項を適用しておりません。令第6条5項の規定としては、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されているところです。

どういうことかと言いますと、原則として県の最賃専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、県専門部会で決まったことをもって本審の決議とすることができるという取扱いです。

しかしながら、第6条5項を適用しないということとは、県の最賃の専門部会で決まったことを再度本審に上げて、本審で最終的な決議をするという手続になるということです。

当県の場合は、従来から、専門部会で決まったものを本審に上げて、再度、本審で決議しているところでございます。本年度もこのような取扱いに、第6条5項を適用しないということとして、専門部会の決議だけではなく、その後、本審の決議を再度必要とするという取扱いでよろしいかということでございます。

このような取扱いを今年もしたいと考えているところです。

お諮りいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口会長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県の最低賃金の審議につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないで、本審の決議を必要とするということにいたします。

続きまして、4番目の議題に入ります。

4番目の議題は、産業別最低賃金の改正に関する申出についてを議題といたします。

これについて、事務局より説明をお願いいたします。

○ 二石賃金室長補佐

それでは、産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明についてご説明いたします。

産業別最低賃金につきましては、最低賃金法第15条に基づく最低賃金改正等の申出を労使が行うのを待って、審議に入ることとなっております。

現在、鹿児島県における産業別最低賃金は、1つが、電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業、2番目として、百貨店、総合スーパー、3番目として、自動車（新車）小売業、この3業種について決定されております。

例年、それぞれの関係労働団体から産業別最低賃金の改正等に関する意向表明が3月頃にあり、これを経て7月に申出が提出されています。

本日現在の状況では、改正等の申出を行いたいという意向表明が、本年3月に2つの関係労働団体から提出されております。

その写しが、お手元の資料、青色のインデックス4①と4②です。

インデックス4①は、自動車（新車）小売業に関するものです。

令和7年3月17日、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より意向表明の提出があり、同日に受理しております。

インデックス4②は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に関するものです。令和7年3月12日、京セラ労働組合川内支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイスSUNX九州労働組合より意向表明の提出があり、同日受理しております。

例年7月に改正の申出がされます。それを受けまして、まず、第2回本審において、産業別最低賃金の改正の必要性に関する諮問を行います。その後、運営小委員会にて必要性の有無の審議を行っていただきます。

運営小委員会で改正の必要性有りと結論が出た場合には、それを受けまして本審で必要性答申を行います。その後、第4回本審にて金額改正諮問、これを行い、そしてそれぞれの専門部会で金額審議を行うという流れになります。

産業別最低賃金の審議につきましては、平成14年12月に出された中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告、これがございます。

最低賃金決定要覧があるんですけれども、これをお持ちの方は、228 ページから 231 ページに書いてございます。

この中で、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより一層円滑な審議と運用がなされることが謳われております。

赤色のインデックスで資料 2 の⑤、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてをご覧ください。

労使関係のイニシアティブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることが、これを受けて鹿児島地方最低賃金審議会では、平成 15 年 3 月に中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について、これの中で、改善を図るため、関係労使当事者間の意思疎通、関係労使の参加による必要性審議、金額審議における全員一致の議決に向けた努力、関係労使の自主的な努力による周知及び履行、適用労働者数の通知などについて、全会一致で決定しております。

そのうちの適用労働者数の通知につきましては、青色インデックス 5 ①と 5 ②のとおり、関係労使あてに既に通知しているところでございます。

また、産業別最低賃金につきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項に基づき、専門部会の結審をもって本審の決定とすることができるとなっておりますので、このことにつきましては、今後の審議の中で、その取扱いをどうするかをお決めいただくようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 川口会長

ありがとうございます。ただ今、4 番目の産業別最低賃金の改正に関する申出についての説明がございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様方、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口会長

無いようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

次に、5 番目の議題といたしまして、運営小委員会の委員の指名についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○ 小城室長

それでは、説明いたします。運営小委員会の委員の指名につきましてご説明いたします。

運営小委員会は、お手元の赤色のインデックス、参考資料 2 の①の審議会運営規定第 3 条によりますと、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができるとなっております。

実際には、主に産業別最低賃金の改正の申出があった場合に、その必要性の有無を審議す

ることになっております。

先ほど説明させていただきましたとおり、本年3月に申出の意向表明が提出されております。

また、運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料2の③の運営小委員会運営要領第3項によりますと、小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、それぞれ3名をもって構成する。委員は、審議会の議決により会長が指名するとなっております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。ただいま説明がございました。

それでは、これまでの慣例に倣いまして、本年度も公労使各側で協議していただいて、それぞれ3名を推薦していただきたいと思います。

まず、公益につきましては、既に協議済みでございます。伊藤委員、松枝委員、松本委員の3名が推薦されておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

あと労側、使側、もし決まっているようでしたら、発表していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、労側の方からお願いいたします。

○ 白石委員

労働者側の白石です。

こちらの方は、海蔵委員、眞下委員、そして私の白石になります。

3名ですね、よろしくお願いいたします。

○ 川口会長

ただいまご報告がございました。

続きまして、使用者側、お願いいたします。

○ 濱上委員

使用者委員、濱上でございます。

使用者側は、岩田委員、千代森委員、それから私、濱上の3名でございます。

○ 川口会長

ありがとうございました。今、労使双方からもご報告をいただきました。

もう1回説明いたします。

まず、労働者側からは、海蔵委員、眞下委員、白石委員の3名。

それと使用者側からは、岩田委員、千代森委員、濱上委員の3名が推薦いただいております。

公益側は、先ほど申し上げたとおり、伊藤委員、松枝委員、松本委員ということで、この合計 9 名で運営小委員会を担当、運営していただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の議題、6 番目の議題として、最低賃金法第 25 条に基づく公示に関わる意見書の取扱いについてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○ 小城室長

最低賃金法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いにつきましては、今年度も第 2 回本審前に第 1 回専門部会を開催することとしましたので、第 1 回本審において説明いたします。

最低賃金法第 25 条で、最低賃金審議会は最低賃金の決定または改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様でない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、青色のインデックス資料 6 をご覧ください。

最低賃金法第 25 条第 5 項で意見聴取について規定されております。同条項によると、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとするとなっており、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項に基づいて、第 1 回本審後に、関係労使からの意見聴取の公示を行うこととしております。

公示の期間を 7 月 16 日から 23 日までとしておりますが、意見書の提出も想定されるころです。

意見陳述の取扱いにつきましては、意見書も提出されることを想定して、第 1 回専門部会で、例年と同様の枠組みで、複数人でも全体で 10 分から 15 分以内で意見陳述を受けることとさせていただきたいと考えております。

これまでの意見陳述の取扱いにつきましては、専門部会でお決めいただいてきた経緯がございますので、第 1 回専門部会の冒頭で、その可否と、例年と同様の枠組みでよいか、正式にお決めいただき、その結論に従いまして、可とされた場合には、第 1 回専門部会の中で金額審議の前に意見陳述を受けることとさせていただきたいと思っております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございます。ただ今、事務局より最低賃金法第 25 条に基づく公示に関わる意見書の取扱いについてのご説明がございました。

何かご質疑、ご意見等はございますか。

(質問等なし)

○ 川口会長

無いようでしたら、この取扱いで進めたいと思います。よろしくお願いいたします。
続きまして、7番目の議題、今後の日程調整についてに入りたいと思います。
事務局より説明をお願いいたします。

(机上資料配付)

○ 二石賃金室長補佐

ただ今、机上配付いたしました令和7年度鹿児島地方最低賃金審議会日程事務局案に基づいてご説明をいたします。

今からご説明いたします日程案は、中央最低賃金審議会の目安が7月下旬までに答申されることを前提にしたものであって、委員の皆様方の日程調整結果等を踏まえた事務局案でございます。

日程案の表面をご覧ください。

本日が第1回の本審でございます。

第2回本審は、中央最低賃金審議会から出された目安答申の伝達ということで、事務局案といたしましては、8月1日金曜日15時から、この会議室で開催させていただきたいと考えております。

第2回本審において、産業別最低賃金の改正の必要性についても諮問させていただく予定でございますので、改正の申出につきましては、事務手続等の関係から7月23日水曜日まで提出していただきたいと考えております。

次に、県最賃専門部会の日程について説明します。

事務局案といたしましては、第1回専門部会における審議内容は、部会長等の選出、関係労使の意見陳述、労使各側の基本的な考え方などであって、具体的な金額審議は第2回以降となることを踏まえ、第1回専門部会は、第2回本審より前の7月28日月曜日14時から、この会議室において開催したいと考えております。

第2回専門部会は8月5日火曜日10時から、第3回専門部会は8月8日金曜日10時から、第4回専門部会は、少し間が開きますが、8月19日火曜日10時から、第5回専門部会は8月21日木曜日10時から、いずれもこの会議室において、という日程案を事務局の方では考えております。

第3回本審につきましては、できる限り早い発効を考慮し、結審した専門部会と同じ日に開催することを事務局案として考えております。本年度は第3回以降の専門部会を10時から開催し、第3回本審を15時から、その日の15時からと考えております。本審のみの委員の皆様には、専門部会終了後すぐに、その日の開催の有無を電話やメール等で連絡させていただく予定でございます。

異議申立てがあった場合の第4回本審については、できるだけ早い発効を考慮して、異議申出締切の翌日に開催させていただくこととし、第3回県最賃専門部会で結審した場合、この場合は8月26日火曜日10時から、第4回最賃専門部会で結審した場合は9月4日の10時から、第5回最低賃金専門部会で結審した場合は9月8日月曜日の10時から、場所はいずれの日もこの会議室において開催させていただくことを予定しております。

また、運営小委員会は、審議を十分尽くしていただけるように、予備日を含め複数回の日程を調整しております。

1回目は8月28日木曜日10時から、2回目は8月29日金曜日14時から、いずれもこの会議室において開催させていただくことを予定しております。

なお、運営小委員会のオブザーバーの皆様方には、1回目に参加していただくことにしたいと考えております。

なお、運営小委員会のオブザーバー推薦の提出期限につきましては、第2回本審において提案したいと考えております。

県最賃専門部会で結論がいつ得られるかは分からないところではございますが、この事務局案の場合、仮に8月8日の第3回県最低賃金専門部会で結論が得られた場合、異議審の第4回本審の開催が8月26日となり、産業別最低賃金に係る運営小委員会の開催日である8月28日、29日よりも早くなるため、運営小委員会の必要性審議の結果を受けて行われる審議会への改正諮問の機会がなくなってしまうことから、改めてそのための本審、つまり第5回の本審を開催する必要性が生じることも考えられるということを申し添えておきます。

事務局案については以上でございます。

日程案は、いずれも中央最低賃金審議会の目安が7月下旬までに答申されることを前提としたものであり、あくまでも事務局案として提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

これで説明を終わらせていただきます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局よりスケジュール、内容等についての説明がございました。

ご意見、ご質疑等、何かございましたら、委員の方からお願いいたします。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口会長

ご意見等無いようですので、このスケジュールでもって進めたいと思います。

それでは、一応提案された議題は事務局案どおりとさせていただきます。

それ以上の日程についても一応その内容で進めます。

他に何かご意見等ございませんか。

あわせて、最後の議題のその他に入りたいと思いますけど、何か委員の皆様方の方から何かございましたら、ご意見、ご質問等、上げていただければと思います。

(質問等なし)

○ 川口会長

無いようでしたら、事務局の方からは何かございますか。

○ 小城室長

では、私の方から2点ございます。

1点目はお願い事でございます。7番目の議題、今後の日程調整の件です。

先ほど、中賃の目安が7月下旬までに答申されることを前提とした案で御了承いただいたところですが、万が一、目安答申が8月1日以降にずれ込んだ場合につきましては、可能な限り現在確保していただいている日時を生かす形で委員の皆様と調整させていただきたいと考えておりますので、その際はどうぞ御協力よろしくをお願いしたいと思います。

それから2点目は、先ほど7年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問させていただきましたので、最低賃金法第25条の規定により、これをご審議いただく専門部会を設置することになります。

このため、事務局で専門部会委員の推薦の公示をいたしますが、専門部会開催の日程上、専門部会の委員推薦の公示は7月23日水曜日までとさせていただきたいと思います。

時間的に余裕がなく誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○ 永野局長

私からも、お願いがございます。

本年度の審議日程につきましては、今後の中賃答申が7月下旬の予定となっておりますことから、例年と同様に大変厳しい日程での審議となります。審議におきましては、委員の皆様にご苦勞をおかけすることになりますが、労使双方が納得する形で結論を出せるよう、真摯かつ積極的な議論を期待したいと思います。

このような状況につきましても何とぞご理解をいただき、今後の審議会の円滑な運営に格別のご尽力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今、小城室長からご説明がありました件の点です。

専門部会の委員推薦の公示は7月23日水曜日までというご提案でした。

その内容でよろしいかということをお諮りしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 川口会長

ありがとうございます。

それでは、専門部会の委員推薦の公示は7月23日水曜日までということをお願いいたします。

何か他にご意見等ございませんか。

ご意見等無いようでしたら、議事録の確認者を指名いたしますが、委員の皆様方、何かご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

○ 川口会長

ありがとうございます。

それでは、議事録の署名人の指名をいたします。

労側が白石委員、使用者側が濱上委員のお二人に議事録署名人をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして予定しておりました全ての議題、議事が終了いたしました。

本日の審議会はこれにて終了いたします。ありがとうございました。